

議案第58号

大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年9月5日提出

大田原市長 相馬 憲一

大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認等)

第2条 任命権者は、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が第3項に規定する年齢に達した日以後の日で、当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（大田原市職員の高齢者部分休業に関する条例（昭和59年条例第13号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「高齢者部分休業」という。）を承認することができる。

2 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

3 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

(給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、大田原市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料（給料の調整額を含む。）及び管理職手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額並びに特殊勤務手当（手当の額が月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申請があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定による承認について準用する。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和49年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「の各号」を削る。

第14条及び第15条中「、職員の」を「職員の」に改める。

第17条第2項中「)又は」を「)、」に改め、「の承認」を「又は高齢者部分休業(当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日で申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認」に改める。